

第10回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和2年5月5日（火）

17：00～

場 所：南棟2階 第3応接室

次 第

- 1 開 会
- 2 状況報告等
- 3 各部発言
- 4 本部長指示事項
- 5 閉 会

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部)の対応状況

1 開催趣旨

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき期間の延長、及び政府の「基本的対処方針」の変更を踏まえた対応の確認
- ・「新型コロナウイルス感染症対策に関する青森県対処方針」の変更についての報告
- ・「緊急事態措置の変更」についての報告

2 発生状況等

- (1) 県内 (令和2年5月4日現在)
感染者26名、そのうち16名退院
- (2) 県内の検査の実施状況 (令和2年5月4日現在)
710件 (陽性26件、陰性684件)
- (3) 国内 (令和2年5月4日現在)
46都道府県 (岩手県以外)

3 県の対応

(1) 態勢等

令和2年2月17日に青森県危機管理指針を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」を設置。

令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法及び青森県新型インフルエンザ等対策本部条例を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 (新型インフルエンザ等対策本部)」に移行。

<本部会議の開催状況>

令和2年2月17日	第1回本部会議
令和2年2月28日	第2回本部会議
令和2年3月11日	第3回本部会議
令和2年3月18日	第4回本部会議
令和2年3月23日	第5回本部会議
令和2年3月25日	第6回本部会議
令和2年3月26日	第7回本部会議
令和2年3月29日	第1回本部会議 (移行後)
令和2年4月2日	第2回本部会議
令和2年4月8日	第3回本部会議
令和2年4月9日	第4回本部会議
令和2年4月14日	第5回本部会議
令和2年4月17日	第6回本部会議
令和2年4月22日	第7回本部会議
令和2年4月24日	第8回本部会議
令和2年4月27日	第9回本部会議

(2) 対策本部各部の対応

以下の対策等を実施 (アンダーライン: 前回本部会議から追加、変更)

【総務部】

- ・職員等の新型コロナウイルス感染拡大防止について庁内各課に通知
- ・各私立学校に対し、文部科学省からの注意喚起等の通知を周知
- ・各市町村に対し、総務省等からの注意喚起等の通知を周知
- ・国における所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限の延長を踏まえ県税（個人事業税）の申告期限の延長を決定
- ・出勤困難休暇及び時差出勤制度の拡充等について庁内各課に通知
- ・県有施設の使用料に関し、イベント・行事の中止等に伴う、前納された使用料の還付について、条例の規定に基づき適切に対応するよう庁内各部署に通知
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する猶予制度についての周知を実施（リーフレット、県ホームページ掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）についての周知を実施（県ホームページに掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い使用料及び手数料の支払が困難な方に対する猶予措置について、条例等の規定に基づき適切に対応するよう庁内各部署に通知
- ・知事部局職員の在宅勤務の推進（4月22日～5月6日）について各所属へ通知
- ・各市町村に対し、総務省からの「特別定額給付金事業」についての実施通知を周知
- ・法人関係税について、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までの申告書の提出が困難な場合には、期限を延長できるよう取扱うことを周知開始（県ホームページ掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する徴収猶予の「特例制度」について周知開始（県ホームページ掲載）

【企画政策部】

- ・青森県庁ホームページのトップページに、大きなバナーを配置し、「緊急事態宣言の対象地域の拡大を踏まえたお願い」及び「県有施設休館のお知らせ」について周知するとともに、新型コロナウイルス感染症の「各種情報へのメニューページ」へのリンクを張った。また、緊急情報欄を設け、新型コロナウイルス感染症に係る情報へのアクセス性を高めるとともに、新着情報は青森県庁 Twitter と連動させ、リンク先をツイート。更に、知事による「県民の皆さまへのお願い」動画及び健康福祉部長による注意喚起動画を青森県庁ホームページ及び青森県庁 Twitter に掲載。このほか、広報広聴課所管の各種媒体で、県民に対する広報を実施
- ・県内在住の Twitter 利用者への Twitter 広告の配信、感染症拡大防止ポスターの作成・配布等の広報を実施（予備費対応）
- ・青い森鉄道(株)において、利用者へ直接対応する駅員及び乗務員のマスク着用を義務付けしているほか、啓発ポスターを掲示。また、東北運輸局からの要請に

基づき、車内や駅構内の放送等を通じ、テレワークや時差通勤等の呼びかけを実施するとともに、適切な車内換気を実施

- ・ J R及び青い森鉄道の主要駅並びに空港ビルに緊急事態宣言発出を踏まえたポスターを掲示するとともに、J R主要駅及び青い森鉄道全駅においてアナウンス放送
- ・ 三沢航空科学館を当分の間、休館（4月11日～）
- ・ 総務省統計局からの通知に基づき、統計調査員に対し、「新型コロナウイルスQ & A」等を配布し、新型コロナウイルス感染症への対応について依頼
- ・ 感染症に係る正しい情報や感染防止対策、各種支援制度、各事業者の安全対策などを周知するための総合情報サイト等により情報発信を行う。（予備費対応）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済の維持・回復に取り組む市町村を支援するため「新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助」を創設（10億円補正予算専決処分）

【環境生活部】

- ・ 県環境保健センターに整備計画に基づきウイルス検査機器を追加整備
- ・ 県環境保健センターに予備費でウイルス検査機器を追加整備
- ・ 県環境保健センターへの兼務発令等による検査対応人員の増
- ・ 白神山地ビジターセンター等の所管施設での消毒液設置等の感染対策を徹底
- ・ 白神山地ビジターセンター及び青森県立自然ふれあいセンターを4月18日から当分の間休館とし、休館中の主催行事も中止
- ・ 県消費生活センターにおいて、消費者に対し、デマに惑わされない冷静な購買活動等と呼びかけ（県及び県消費生活センターのホームページに掲載、啓発用動画を作成してYou Tubeで配信）
- ・ 県消費生活センターにおいて、消費者に対し、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意するよう呼びかけ（同上）
- ・ 県消費生活センターにおいて、来所での相談を希望する方に対し、事前の電話連絡と呼びかけるとともに、電話でのやり取りの結果、来所が必要となった場合は、マスク着用などの咳エチケット等に協力いただくよう呼びかけ
- ・ アピオあおもりを臨時休館（4月29日～5月6日）とし、臨時休館中は電話による相談業務のみを実施
- ・ 青少年のインターネット利用の長時間化等が懸念されることから、青少年の安全・安心なネット利用対策に係る保護者向けの注意喚起を県ホームページに掲載

【健康福祉部】

- ・ 医療機関及び社会福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染症に関連する情報提供、院内及び施設内感染対策の徹底を依頼
- ・ 保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・ 二次医療圏ごとに「帰国者・接触者外来」を設置
- ・ 青森県環境保健センターに検査体制整備の依頼
- ・ 感染症指定医療機関に対して、感染症病床以外の入院病床の確保及び新型コロナウイルス感染症患者以外の入院制限を依頼
- ・ 「帰国者・接触者外来」設置医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関

に対して、入院病床の確保を依頼

- ・医療施設等における感染拡大防止のための留意点について、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、各病院、各保健所に対して通知
- ・県民に対する感染予防対策の徹底等の呼びかけ（ラジオ、テレビ）
- ・ウイルス検査に必要となる検査機器の整備
- ・新型コロナウイルス感染症医療対策会議（2月28日）による医療提供体制の検討
- ・「新型コロナウイルス感染症コールセンター」開始（3月10日～）
- ・「新型コロナウイルス感染症医療対策会議」によるPCR保険適用及び医療提供体制等の協議・検討（3月13日）
- ・肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る公費負担医療について、緊急時は指定医療機関以外の医療機関でも受診できることを市町村、保健所、群市医師会、指定医療機関に対して通知
- ・特別支援学校等の一斉臨時休業による放課後等デイサービスの利用増により増加が見込まれる障害児通所支援に係る報酬に対し、県・市町村負担及び利用者負担分を国庫補助事業により補助
- ・児童福祉施設（児童養護施設や認可外保育施設等）における感染防止等のための備品等（子ども用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気洗浄機など）の購入費について国庫補助事業により補助
- ・各関係機関、各病院に対して、新規採用職員等の海外渡航歴の確認及び自宅待機等の対応を依頼
- ・以下について、令和2年度予備費対応
 - 各保健所における体制強化の一環として、防護服等の追加購入
 - 各保健所における相談等体制の強化（相談人員の継続配置）
 - 医学的・疫学的観点から感染拡大のリスクを評価し、各種イベント等の実施の可否や規模、内容等について助言を行う「青森県新型コロナウイルス感染症アドバイザー」の設置
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を取りまとめ、一覧を公表（県ホームページ）
- ・県民福祉プラザにおいて、4月1日から貸室の新規受付停止、感染の恐れの高い催し物の主催者への自粛要請及びフリースペース利用休止するとともに、4月29日から5月6日まで貸館休止
- ・社会福祉法人青森県共同募金会において、困りごとを抱える家庭等に対する緊急支援活動に対する緊急助成を実施
- ・保育所等における新型コロナウイルス感染症の発生に備えた対応（サービス・職員の確保、調整等）を市町村に対し周知・依頼
- ・青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の設置・開催
- ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設（青森市内）の確保

【商工労働部】

- ・中小企業者に対する支援策（相談窓口、融資制度等）について周知
- ・地域金融推進協議会（R2.2.17）において、金融機関及び商工団体に対し、影響を受けた企業からの金融及び経営相談に適切に対応するよう要請

- ・県内中小企業者への影響について、第3回目の調査を実施（4/6～4/15）
- ・新型コロナウイルス関連で売上減少等の影響を受けている県内中小企業者について、県特別保証融資制度経営安定化サポート資金「災害枠」を3/11付けで適用したほか、補正予算で措置した融資枠の拡充（計200億円）及び信用保証料の補助（30%）について3/25から実施
- ・また、4/22付け専決処分により、同融資制度の融資枠を拡充するとともに、借入後3年間の利子補給及び信用保証料負担ゼロとする新しい制度を5/1から開始
- ・青森県よろず支援拠点（21あおもり産業総合支援センター内）の特別相談窓口において、3/14から土日・祝日の電話相談対応を開始
- ・21あおもり産業総合支援センターにおいて、ビジネスサポート販路開拓補助金に「新型コロナウイルス感染症対策特別枠」を追加（4/1から募集開始）
- ・3/25に経済金融緊急連絡会議を開催し、国、県等の支援策について情報共有したほか、金融機関及び商工団体に対し、改めて支援策の活用及び金融の円滑化について特段の配慮を要請
- ・商工団体等を通じて、県内企業に対し、発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の推奨、テレワークや時差出勤の推進等について依頼
- ・県立職業能力開発校における対策等
 - 施設内感染対策（消毒液設置、咳エチケット対策等）を徹底
 - また、修了式及び入校式については、手指消毒の徹底等を周知するとともに、来賓出席者等の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施
 - 臨時休業（4/20午後～5/6）
- ・商工団体及び職業訓練施設等の関係機関に対し、海外への渡航歴がある者の対応について注意喚起の文書を発出
- ・21あおもり産業総合支援センター（4/7付け）及び青森県知的財産支援センター（4/17付け）においては、原則対面による面談から電話・メール等での相談対応に切替
- ・青森県若年者就職支援センターの土曜日の相談対応について、5/2付けで窓口業務を休止するとともに、原則対面による面談からインターネット等での相談対応に切替
- ・商工団体等を通じて、県内企業に対し、従業員の健康管理の徹底、職場における適切な感染対策の実施及び食料品・生活関連物資等の安定的な供給等に係る文書を発出
- ・4/24付けの特措法第24条第9項に基づく追加の緊急事態措置等の発表に関連し、4/26から県内中小企業者への協力金（※）に係る電話相談窓口を開設（相談対応時間は午前9時～午後5時）したほか、商工団体等を通じて、県内企業に対し、当該措置等の周知に係る文書を発出
- ・※4/27付け専決処分により、特措法に基づく休業要請等に協力した対象施設を運営する県内中小企業者に対し、本県独自の協力金を支給する制度を創設

【農林水産部】

- ・県内グリーンツーリズム受入団体に対し、多言語コールセンターの利用等を周

知

- ・農林水産部関係団体・法人等に対し、職員の直近の渡航歴を把握の上、帰国後2週間を経過していない者への自宅待機等の要請や、症状が出た場合は医療機関受診前に「帰国者・接触者相談センター」への連絡等の呼びかけを依頼
- ・消費者庁、農林水産省及び厚生労働省からの通知を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた「食品表示基準及び米トレーサビリティ法の弾力的運用」について、県ホームページにその概要等を掲載
- ・農林水産省、林野庁、水産庁からの通知を受け、各地域農林水産部において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長について受注者の意向確認を実施
- ・営農大学校における対策等
 - 学生等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応を周知
 - 卒業式や入校式について、手指消毒の徹底等のほか、来賓出席者の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施
 - 令和2年度の入校説明会を文書通知に変更
 - 3月9日(月)から4月5日(日)まで、及び4月21日(火)から5月6日(水)まで臨時休業(休日等含む)
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う農林水産分野への影響を把握するため、農林漁家民泊の利用状況、牛乳の流通状況及び農畜水産物の流通状況等に関する調査を開始。今後、定期的に調査を実施しながら、必要に応じて国による対策の活用等を検討していく。

また、ホームページ等により、農林水産分野に関する県や国の対策等について情報発信していく。
- ・入国制限措置に伴う農業分野の労働力不足の拡大及び企業の営業自粛等により休職となる労働者の増加が懸念されている状況を踏まえ、企業や労働者が相談できる「農業労働力ワンストップ相談窓口」をあおもり農林業支援センターに設置し、労働力を求める農業法人等とのマッチングを推進（緊急対応策・第2弾を踏まえた補正予算措置）
- ・県産農林水産物やその加工品等の県内での消費拡大を促すため、県内量販店、道の駅、産地直売施設などで県産品を購入して応募すると景品が当たる「県産品を買って元気あおもりキャンペーン」を5～7月に実施（令和2年度予備費対応）

【県土整備部】

- ・各フェリー会社に窓口が多言語コールセンターに関する情報の掲示の協力を依頼
- ・青森空港内において、ポスター掲示及び多言語コールセンターに関する情報等を掲示するとともに、県HPへも多言語対応コールセンターや注意喚起について3カ国語（英・中・韓）で掲載
- ・青森空港内のドアノブ・手すりや手荷物カートハンドルの消毒といった清掃強化
- ・空港利用者に対しホームページで注意喚起を実施
- ・道の駅等、不特定多数の人が集まる場所への消毒液設置などの感染予防策を依

頼

- ・ 県営駐車場、県営柳町駐車場、岩木川浄化センター及び馬淵川浄化センターに消毒液を設置
- ・ 岩木川浄化センター、馬淵川浄化センター、青い森公園及びセントラルパーク内公衆トイレに感染症対策のポスターやリーフレットを掲示
- ・ 県道路公社が管理する有料道路の料金所・事務所において、徴収員のマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・ 高速道路及び有料道路のサービスエリア・パーキングエリア・料金所、道の駅、ゆとりの駐車帯に、感染症対策周知のためのポスター掲示及びチラシを設置
- ・ 青い森公園の大型遊具について、当面の間使用を禁止
- ・ 国土交通省からの通知を受けて、「都道府県をまたいで不要不急の移動を控えるとともに、特に大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛すること」について、道路情報板やウェブサイト「青森みち情報」、県土整備部 Facebook で呼びかけを実施
- ・ 工事等について、受注者から一時中止や工期延長等の申し出がある場合には、一時中止や設計図書等の変更（現時点で業務3件について一時中止を実施）
- ・ 国土交通省からの通知を受けて、建築工事において設備等の納品の遅れが生じた場合の完了検査の円滑な実施について、各特定行政庁、各地域県民局長及び各指定検査機関の長に周知
- ・ 国土交通省からの通知を受けて、特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の定期調査・検査の報告期限の猶予等について、各特定行政庁及び各地域県民局長に周知
- ・ 国土交通省からの通知を受けて、二級・木造建築士試験については郵送による受付及び受付期間の延長、宅地建物取引士に対する法定講習については自宅学習の実施等の簡略化
- ・ 国土交通省から公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知
- ・ 国土交通省から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知
- ・ 県営住宅入居者に対し、手洗い・咳エチケット・3つの密を避けることなど感染予防策について注意喚起するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により収入が著しく減少した場合等の家賃の減免・徴収猶予制度について周知

【観光国際戦略部】

- ・ 県ホームページに注意喚起及び外国人旅行者向けコールセンター（JNTO）の連絡先を掲載
- ・ 在留外国人向けに「やさしい日本語」で注意喚起を表現し、ホームページに掲載
- ・ 外国人旅行者及び在住外国人に対して緊急時の連絡先の周知や感染予防を目的としたリーフレットやチラシ等を作成し配布

- ・観光事業者等への影響について継続して情報収集
- ・県立美術館、浅虫水族館、アスパムにおいてマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・浅虫水族館のイルカショーを2月29日から中止
- ・観光事業者等に対する衛生対策等の説明会開催（3月16～17日、県内4か所、約180事業者）（健康福祉部及び商工労働部と合同で実施）
- ・青森県月例観光統計の調査対象となっている宿泊施設に対し、延べ宿泊者数の実績及び予約状況（1月～3月）について調査を実施
- ・本県観光客の動態調査や観光コンテンツの造成促進を実施する経費及び本県国立公園内の公衆トイレを洋式タイプに改修する経費を補正予算にて計上
- ・県内の一部観光事業者における臨時休業
- ・市町村観光担当課等との情報共有・連携の強化
- ・青森県立美術館、青森県営浅虫水族館を臨時休館（4月11日～5月6日）
- ・石ヶ戸休憩所を臨時休館（4月23日15時～5月6日）
- ・青森県観光物産館アスパムを4月25日～5月6日まで臨時休館（ハローワークヤングプラザ等の公的施設を除く）
- ・青森県立美術館、青森県営浅虫水族館、石ヶ戸休憩所について、当分の間、臨時休館を継続
- ・中国大連市から寄贈されたマスク（約2万枚）を5月1日に受領し、危機対策本部に引渡し

【エネルギー総合対策部】

- ・量子科学センターにおいて手指消毒液の設置など感染予防対策を実施
- ・量子科学センターにおいて、新規利用申込みの調整及び利用日程の延期要請等を行い、利用の際は感染防止対策の徹底の要請を実施
- ・BA活動における国際学級について、感染症対策徹底の要請を改めて実施

【出納部】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県内企業等の資金繰りを考慮し、側面的な支援として県の債務を通常の支払日より早く支払う。（5月から実施）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、入札書持参を要件としている財務規則を一部改正し、特例的に郵便による入札を認める。（5月公告又は通知分から実施可能）

【教育部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策等の情報について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ周知するとともに、参考として私立学校等へ情報提供
- ・文部科学省の通知を受けて、県立学校における
卒業式（感染防止対策を講じ実施）
臨時休業（3月3日（火）から学年末休業日まで）
入学者選抜（感染防止対策を講じ実施）の対応について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、子どもの居場所の確保について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知

- ・文部科学省の通知を受けて、不特定多数が集まるイベント等を中止
- ・文部科学省から依頼を受けて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業実施状況（子どもの居場所の確保等）アンケート調査を実施中
- ・県立高等学校における生徒の指導が適切に行われるよう、一斉臨時休業期間中の分散登校の実施
- ・令和2年3月24日付け文部科学省の通知を受けて、県立学校における教育活動の再開について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・県立学校再開に向けた児童生徒・保護者への教育長メッセージをホームページへ掲載
- ・青森県立郷土館、三内丸山遺跡センターを臨時休館（4月11日～5月6日）
- ・児童生徒への学習支援等の必要な対策を講じた上で、県立学校を一斉臨時休業（4月20日～5月6日）
- ・青森県武道館を臨時休館（4月20日～5月6日）
- ・青森県近代文学館を臨時休館（4月24日～5月6日）
- ・青森県営スケート場の切替作業による4月24日までの休場を、新型コロナウイルス感染拡大防止のため5月6日まで延期
- ・ICTを活用した家庭学習支援（学習支援サービス・機器貸与）を実施
- ・青森県立図書館、青森県総合社会教育センターを臨時休館（4月29日～5月6日）
- ・青森県立郷土館、三内丸山遺跡センターの臨時休館を5月7日以降も継続（当分の間）
- ・県立学校の一斉臨時休業後における教育活動の実施について、県立学校へ通知するとともに、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知

【警察部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連する悪徳商法等の取り締まりの強化
- ・災害対策用に備蓄しているサージカルマスクを、県警本部内関係課及び18警察署に配分し予防対策を徹底
- ・空港、港湾、医療機関等におけるトラブル防止のための警戒警備、各種犯罪抑止及び取締りの徹底、有事における迅速的確な対処を各警察署に指示
- ・感染者認知前・後などの段階ごとにおける各所属での対応についての情報共有を指示
- ・警察職員に対する諸対策継続の徹底、県の対策への支援、職員感染時における業務継続計画の策定
- ・県内感染者の発生を受け、警察本部長を長とする青森県警察新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するとともに、全警察署が警察署新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
- ・運転免許証の有効期間の3か月延長措置（有効期間が本年7月31日までの者が対象）
- ・運転免許更新業務等の休止（4月22日～5月6日）

【県庁舎・各合同庁舎】

- ・来庁者の手が触れやすい箇所の拭き取り清掃の強化及び手洗方法などの啓発ポスター掲示

4 今後の対応

(1) 感染拡大の防止

感染者に対する医療措置や濃厚接触者の健康観察を適切に実施し、感染拡大の防止に向け、迅速かつ全力で対応する。

(2) 適時適切に必要な対策を実施

県内の状況等をしっかり把握し、県としてとるべき対応を検討の上、適時適切に必要な対策を実行に移し、今後の県内での健康被害、社会・経済への影響を最小限に抑える。

(3) 緊急事態措置実施期間における適切な措置の実施

期間中に実施する感染拡大防止のための取組は、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、本県の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講じる。

新型コロナウイルス感染症について

○ 県内の状況

1 感染者の状況

令和2年5月4日現在で感染者は26名であり、そのうち16名の退院を確認した。

- ・ 3月23日判明分（1、2例目）
- ・ 3月25日判明分（3～6例目）
- ・ 3月28日判明分（7例目）
- ・ 3月30日判明分（8例目）
- ・ 4月 2日判明分（9例目）
- ・ 4月 3日判明分（10、11例目）
- ・ 4月 7日判明分（12例目）
- ・ 4月 9日判明分（13、14例目）
- ・ 4月10日判明分（15～17例目）
- ・ 4月11日判明分（18～22例目）
- ・ 4月27日判明分（23例目）
- ・ 4月28日判明分（24～26例目）

【26例の所管保健所別内訳】

東地方 保健所	弘前 保健所	三戸地方 保健所	五所川原 保健所	上十三 保健所	むつ 保健所	青森市 保健所	八戸市 保健所	計
0	0	0	1	13	0	3	9	26

2 検査の状況

令和2年5月4日現在 710件（陽性26件、陰性684件）
（うち1例目発生（3／23）後の検査 616件）

3 相談センターの相談件数

別紙のとおり

○ 医療提供体制等

1 PCR検査体制の整備

(1) 行政検査の民間委託

県環境保健センターでの検査を主体とし、検体数増加に備えて、民間検査機関でPCR検査を実施する体制を整備した。

(2) 保険適用制度を活用したPCR検査体制

帰国者・接触者外来等による民間検査機関等を活用したPCR検査体制の整備し、拡充を進めている。

2 入院病床の確保状況

新型コロナウイルス感染症の感染者が増えた場合の医療提供体制を整備するため、感染症指定医療機関の感染症病床数も含めて、入院患者を受け入れる病床99床を確保している。

令和2年5月4日現在 99床

感染症病床数	29床
感染症病床以外の受入可能病床数	70床

3 宿泊療養の状況等

無症状者又は軽症の患者を対象に、以下のとおり宿泊療養を実施する予定。

場 所：ホテル2135（青森市）

開 始：令和2年5月上旬

居 室 数：30室

※ 今後も発生状況に応じ、宿泊療養を行う施設の確保について進めていく。

これまで保健所に寄せられた相談件数

令和2年5月3日 現在

別紙

保健所	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
相談件数	130	2020	961	1297	1434	769	2606	4358	13,575
帰国者・接触者相談センター関係件数	62	177	518	671	868	526	1644	1684	6,150

* 相談件数に帰国者・接触者相談センターの件数も含む。

** 相談件数は1月下旬からの集計

*** 帰国者・接触者相談センターは2月6日からの集計

一週間の日ごとの相談件数(一般相談及び帰国者・接触者相談センター総計)

	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
4月27日	2	38	16	34	38	16	42	86	272
4月28日	1	20	12	20	16	19	32	55	175
4月29日	0	3	4	10	1	8	17	22	65
4月30日	4	31	18	29	17	19	30	93	241
5月1日	2	23	9	20	12	8	12	41	127
5月2日	1	0	5	11	3	4	10	24	58
5月3日	1	5	3	2	0	4	13	20	48
計	11	120	67	126	87	78	156	341	986

検査実施件数

令和2年5月4日 現在

検体数	710
陽性数	26
陰性数	684

新型コロナウイルス感染症コールセンター相談件数 令和2年5月3日現在

相談対応件数	2733 件	*3月10日設置
--------	--------	----------

県立学校の一斉臨時休業後における教育活動の実施について

1 教育活動再開に向けた対応

臨時休業後の5月7日からの学校再開に向けた準備として、4月30日付けで、各県立学校長あて「県立学校の一斉臨時休業後における教育活動の実施」について通知し、以下のとおり対応している。

- ① 学校における感染症対策及び児童生徒に対する感染防止に係る指導の徹底を図る。
- ② 県立学校における臨時休業の実施及び教育活動再開の考え方について教職員間で共通理解を図る。
- ③ 児童生徒及びその保護者に対しても、県立学校における臨時休業の実施及び教育活動再開の考え方及び学校における新型コロナウイルス感染防止対策に関する具体的な取組内容について文書を配布し、丁寧に説明。

2 教育活動の再開

県立学校については、休業期間終了後の5月7日（木）から教育活動を再開する。

5月7日の再開日においては、改めて、児童生徒に対して校長から放送で呼びかけを行うなどの方法により、児童生徒の不安の解消に努める。

再開後、県立学校の児童生徒・教職員に感染者が発生した場合や県内で感染者が増えた場合等においては、「当該感染者の症状の有無」、「地域における感染拡大の状況」等を総合的に考慮し、健康福祉部と十分に相談し、対応を検討することとする。

なお、公立小中学校の対応については、各市町村の教育委員会が地域の実情等を踏まえて判断することになるため、県教育委員会では、4月30日付け通知を参考として通知するとともに、各市町村からの相談に対して適切な助言に努めることとしている。

令和2年5月5日
商工労働部

「青森県新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止協力金」に関する相談状況

1 電話相談窓口の設置

令和2年4月24日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく休業要請等を行うとともに、休業等にご協力いただいた中小企業者に対し協力金（法人30万円、個人事業主20万円）を支給することとし、4月26日、庁内に電話相談窓口を設置した。

【電話相談窓口の体制】

- 〈受付時間〉 9時～17時（土日、祝日含む。）
- 〈回線数〉 15回線
- 〈対応者〉 当部職員（約100名）が交代で対応

2 電話相談窓口における相談状況

(1) 相談件数

4/26～5/4（9日間） 合計 4,698件

(2) 主な相談内容

- ① 休業要請等の対象施設に関すること
- ② 申請手続きに関すること
- ③ 必要となる書類に関すること

3 協力金の申請・支給に関する手続き

(1) 申請先

主たる事務所の所在地を管轄する商工会議所 又は 青森県商工会連合会
（原則郵送）

(2) 申請書の入手方法

県ホームページ（ダウンロード）、県庁正面玄関、東青地域県民局を除く各地域県民局受付、商工団体

(3) 受付期間

令和2年5月7日（木）～6月12日（金）

(4) 支給日

申請書受理後、添付書類等を確認の上、随時支給（5月中旬から6月末を予定）

4 今後の相談対応

中小企業者等からのお問合せに対応する電話相談窓口を民間コールセンターへ移行（5/8を予定）するとともに、協力金の支給事務を円滑に進めるため、商工団体との連絡窓口を新たに設置する方向で調整中。